

# 離婚届の記入方法

(協議離婚の場合の届です)

●記入方法 (右側の記入例を参考にしてください)

【届出日】 実際に戸籍届出窓口に届出をする日付

【氏名・生年月日】 現在の氏名・生年月日を記入してください

(注意) 生年月日は、「M・T・S・H」と省略せず、「明治・大正・昭和・平成」と記入してください。

【住所】 住民登録をしているところ

【本籍・筆頭者】 現在の本籍地と筆頭者

【父母の氏名・父母との続き柄】

○実父母が現在婚姻中の場合 → 父は氏名、母は名のみ記入してください

○実父母が離婚されている場合 → 父母とも氏名で記入してください

亡くなっている場合は亡くなる前で考えてください

続き柄は父母に対して記入してください

【離婚の種別】

○該当するところに「レ」をつけてください

【婚姻前の氏にもどる者の本籍】

○もとの戸籍にもどる → 婚姻前の戸籍があればもどれます

○新しい戸籍をつくる → 配偶者が筆頭者になった戸籍ができます

新しい本籍を置くところを決めてください

【未成年の子の氏名】 親権を行なう方に子の氏名を記入してください

【同居の期間・別居する前の住所】

○同居を始めたときから別居するまでの期間

○別居されている場合は、別居する前の住所を記入してください

【別居する前の世帯のおもな仕事】

○該当するところに「レ」をつけてください

農業…1 自営業…2 会社員(従業員数1~99人)…3

会社員(従業員数100人以上)・公務員…4

パート・アルバイト…5 無職…6

【夫妻の職業】 国勢調査の年以外は空白でかまいません

【届出人署名押印】 現在の氏名でそれぞれ自署し、印鑑を押してください

届書の横に、押された印鑑を押してください(捨印)

【連絡先】 昼間の連絡先(携帯電話でも可)

【証人】 離婚届の用紙の右側に証人欄があります(記入例では載せておりません)

成人の方2名に記入してもらってください

◎記入を間違えてしまった場合

書き間違えたときは、修正液等は使用しないで、「⊖⊖⊖⊖」と訂正して、線上に届出印を押してください

届出方法については裏面に記載してあります

<記入例>

離婚届

平成〇〇年6月10日届出

宮崎県小林市長殿

受理 平成 年 月 日	発送 平成 年 月 日
第 号	第 号
送付 平成 年 月 日	長印
第 号	
書類調査	戸籍記載
記載調査	調査票
附 票	住民票
通 知	

(よみかた)	夫 小ばやし じろう	妻 小ばやし さくら
(1) 氏 名	氏 小林 二郎	氏 小林 桜
生 年 月 日	昭和〇〇年5月5日	昭和〇〇年10月10日
住 所	小林市細野	小林市野尻町東麓
(住民登録をしているところ)	300 (番地) (書)	1183 (番地) 2 (書)
(よみかた)	小ばやし じろう	小ばやし さくら
世帯主の氏名	小林 二郎	小林 桜
(2) 本 籍	宮崎県小林市細野 300 (番地) (書)	
(外国人のときは国籍だけを書いてください)	筆頭者の氏名 小林 二郎	
父母の氏名	夫の父 小林 春男	妻の父 須木 秋広
父母との続き柄	母 夏代	母 冬美
(他の養父母はその他の欄に書いてください)	長 男	三 女
(3) 離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決	
(4) 婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫は <input checked="" type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	
(5) 未成年の子の氏名	夫が親権を行う子	妻が親権を行う子 小林 蛍、小林 星太
(6) 同居の期間	平成〇〇年3月から平成〇〇年5月まで (同居を始めたとき) (別居したとき)	
(7) 別居する前の住所	小林市細野 300 (番地) (書)	
(8) 別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世界帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者いない世帯 <small>(国勢調査の年…平成 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)</small>	
(9) 夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
その他		
届出人	夫 小林 二郎	妻 小林 桜
署名押印	(印鑑)	(印鑑)
事件簿番号		
住所を定めた年月日	夫 年 月 日	
妻	年 月 日	
連絡先	電話 (23)1112	
	自宅・勤務先 [ ]・携帯	

# 離婚届の届出方法

## 【① 必要なもの】

- 戸籍謄本（本籍地で届出をされる場合は必要ありません。）
- 届出印鑑（届書に押された印鑑）
- 官公庁が発行した顔写真付きの身分証明書（運転免許証・パスポート・住民基本台帳カードなど）  
※ 持っていない場合、届出はできます。  
⇒ 持っていない場合、届出があったことをご本人宛に後日郵便でお知らせいたします。

## 【② 届出方法】

下記のうち、いずれか一箇所の窓口へ届出をしてください。

- 新しく本籍を置く市区町村の戸籍届出窓口
- 現在の本籍のある市区町村の戸籍届出窓口
- 住所登録をしている市区町村の戸籍届出窓口
- 一時的に滞在している市区町村の戸籍届出窓口

※ この届出のみでは現住所はそのままですので、住所の異動がある場合は住民異動の手続きを別途行ってください。  
休日に届出をされる場合は、守衛室で受付をしております。（住民異動の手続きは平日のみとなります。）

## 【③ 新戸籍ができるまでの期間】

小林市に届出をして、小林市に新しく本籍を置く場合、届出から新戸籍ができるまでに1週間程度かかります。  
小林市以外に新しく本籍を置く場合、新戸籍ができるまでの期間は、新本籍地の戸籍係に確認してください。

- 現在の氏を離婚後そのまま名乗られる場合は、離婚届用紙のほかに、「離婚の際に称していた氏を称する届」の用紙が必要になります。

※ ここには、ごく一般にご注意いただきたい事項が掲げています。

涉外関係（外国人との離婚）や裁判等による離婚においては、一般的な説明では十分でない場合もありますのでご相談ください。

その他不明な点がございましたら下記へお問い合わせください。